

認定管理統括事業者制度について

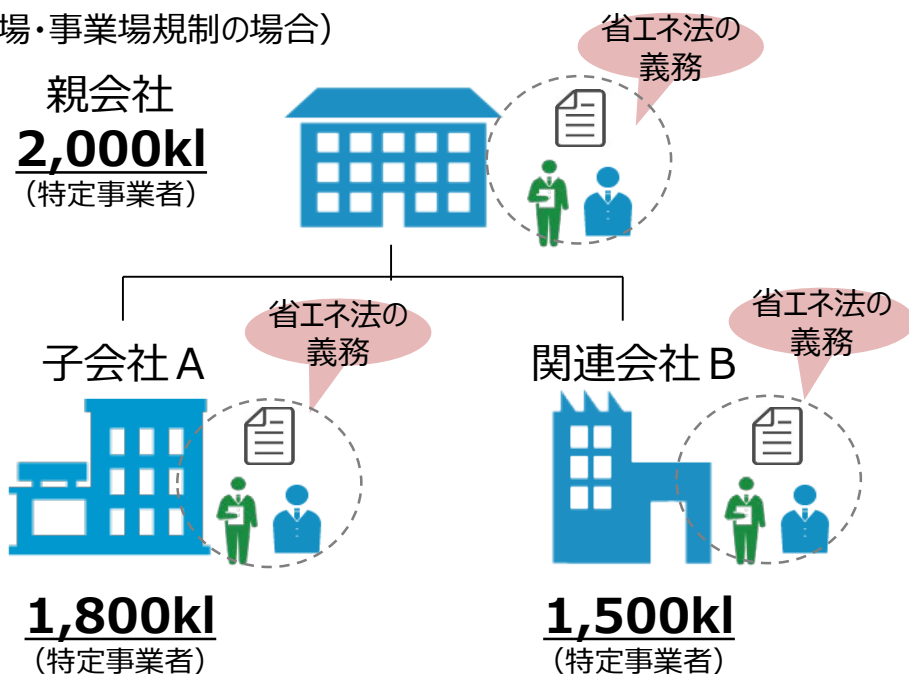
平成31年2月
資源エネルギー庁

1. 認定管理統括事業者制度の概要

- グループ企業の親会社等（認定管理統括事業者）が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、子会社や関連会社等（管理関係事業者）も含めて定期報告等を行うことができるようになりました。本制度を活用した場合、管理関係事業者が単独で定期報告等を行う必要がなくなります。
- 認定を受けるためには、一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている必要があります。

制度活用前

(工場・事業場規制の場合)



：エネルギー管理統括者

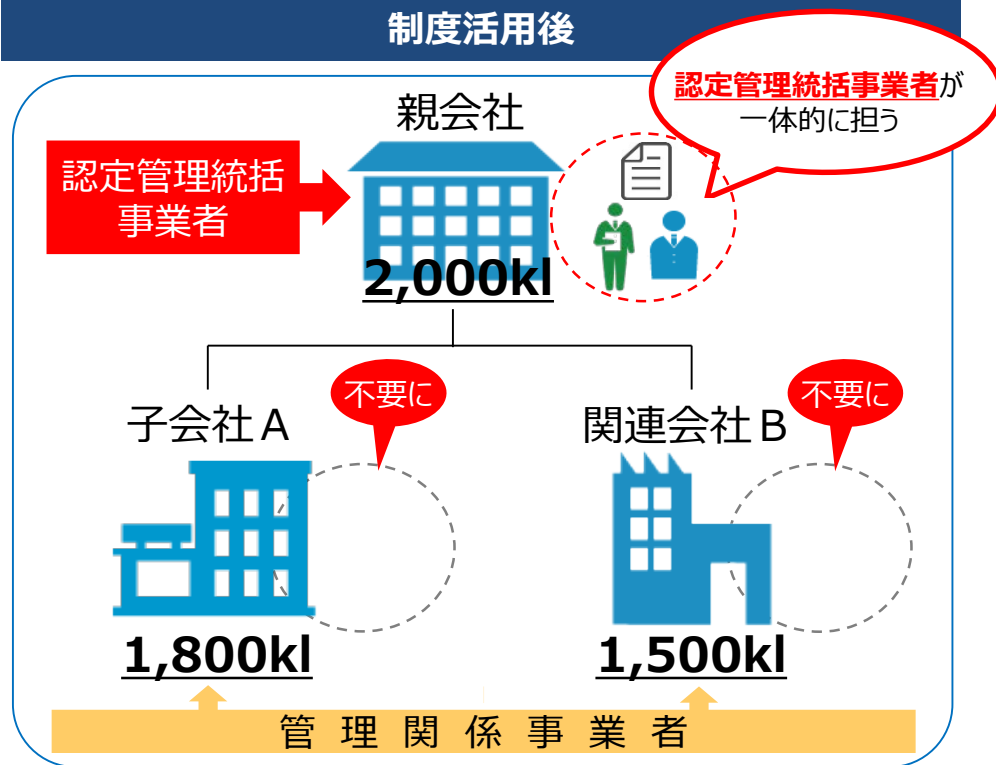


：エネルギー管理企画推進者



：定期報告及び中長期計画

制度活用後



省エネ法の義務

定期報告・中長期計画の提出

エネルギー管理統括者等の選任

現行法

全ての特定事業者が報告・提出

全ての特定事業者で選任

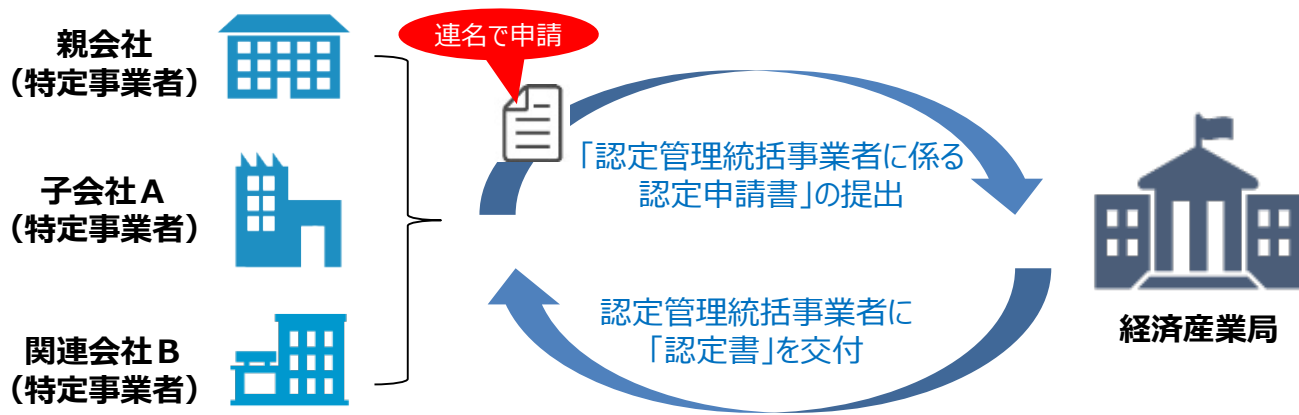
改正法

認定管理統括事業者が一体的に提出

認定管理統括事業者において選任

2. 認定の要件

- 制度を活用するためには、全ての事業者が連名で経済産業局に申請書を提出し、代表申請者が認定管理統括事業者の認定を受ける必要があります。
- 認定の要件は、認定管理統括事業者と管理関係事業者が、**①一定の資本関係等（密接性）を有するとともに、②エネルギー管理の一体性が確保されており、③エネルギー使用量の合計が1,500kl/年度以上**であることです。



認定要件	具体的な基準
一定の資本関係等（密接性）	「子会社」、「関連会社」及び「これらの会社と同等の関係を有する法人等」といった 密接関係者 であること
エネルギー管理の一体性	以下の内容をすべて含む書面化された「取決め」があること ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針 ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制 ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法
エネルギー使用量	前年度のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上

3. 密接関係者の要件（「子会社」、「関連会社」について）

- **「子会社」**及び**「関連会社」**の定義は下記のとおりです。
- ただし、直接の資本関係がない場合でも、**「これらの会社と同等の関係を有する法人等」**と認められる場合には、認定を受けることができます。

	根拠法令	条文
子会社	会社法第 二条第三 号	（定義） 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該 会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
	会社法施 行規則第 三条第一 項	（子会社及び親会社） 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が 他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他 の会社等とする。

	根拠法令	条文
関連会社	財務諸表 等の用語、 様式及び 作成方法 に関する規 則第八条 第五項	（定義） この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、 人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務 及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合 における当該子会社以外の他の会社等をいう。

4. 密接関係者の要件（「これらの会社と同等の関係を有する会社等」について）

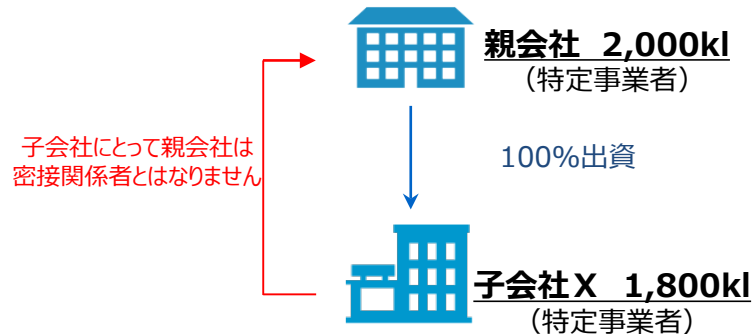
- 例えば以下の場合、「これらの会社と同等の関係を有する法人等」となります。

地方公共団体にとって、
当該地方公共団体の長が所轄する教育委員会等の機関

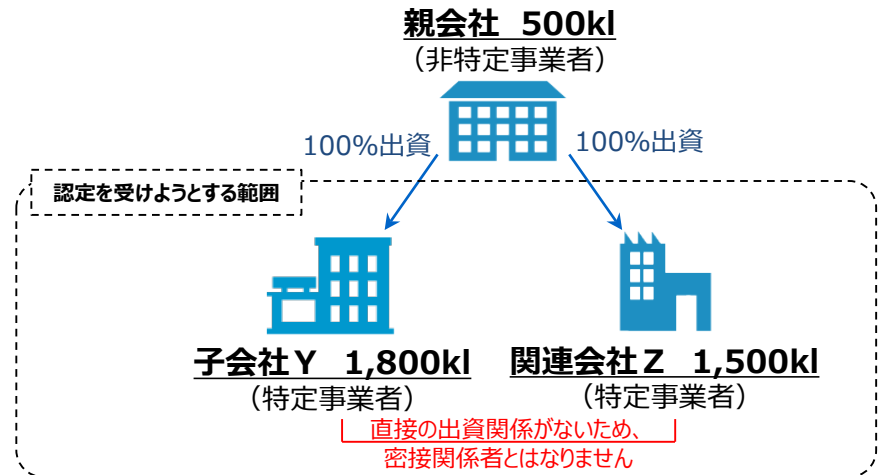


- 以下の場合、密接関係者になりません。

子会社にとっての親会社

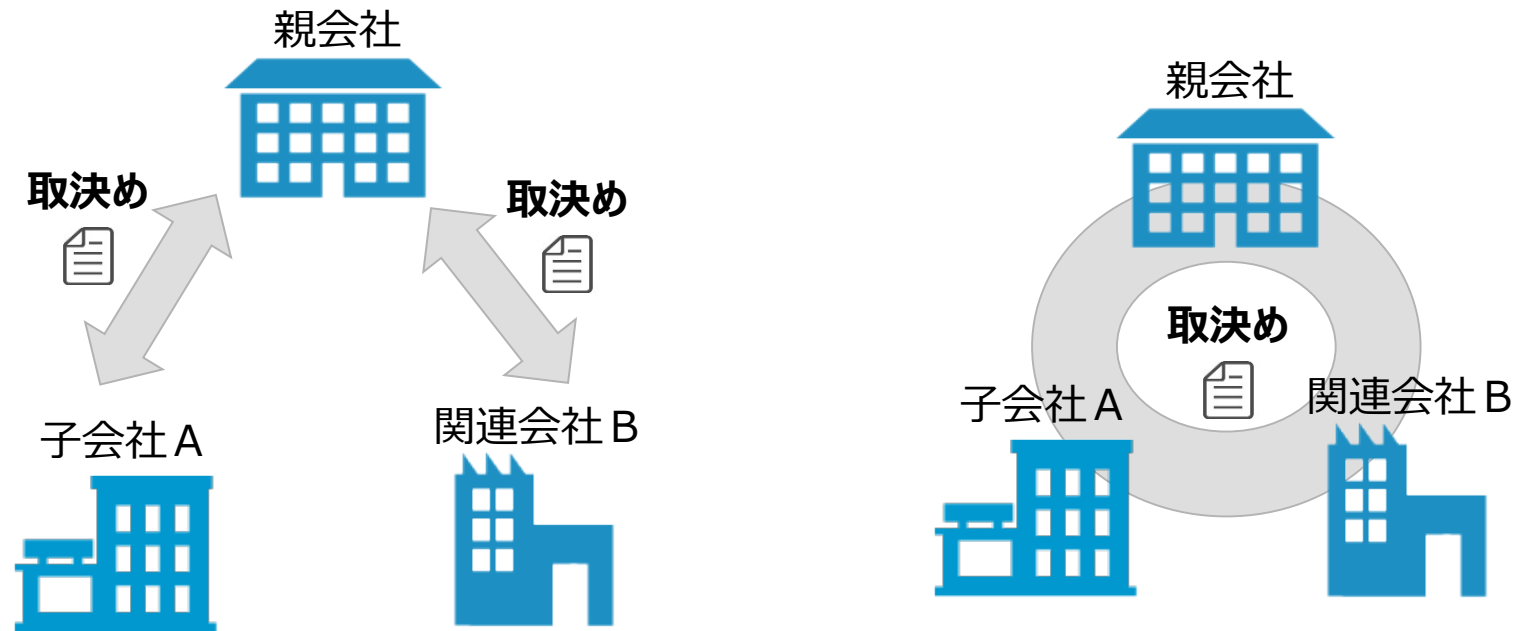


同一グループの企業ではあるが、直接の出資関係がない企業
(兄弟会社等)



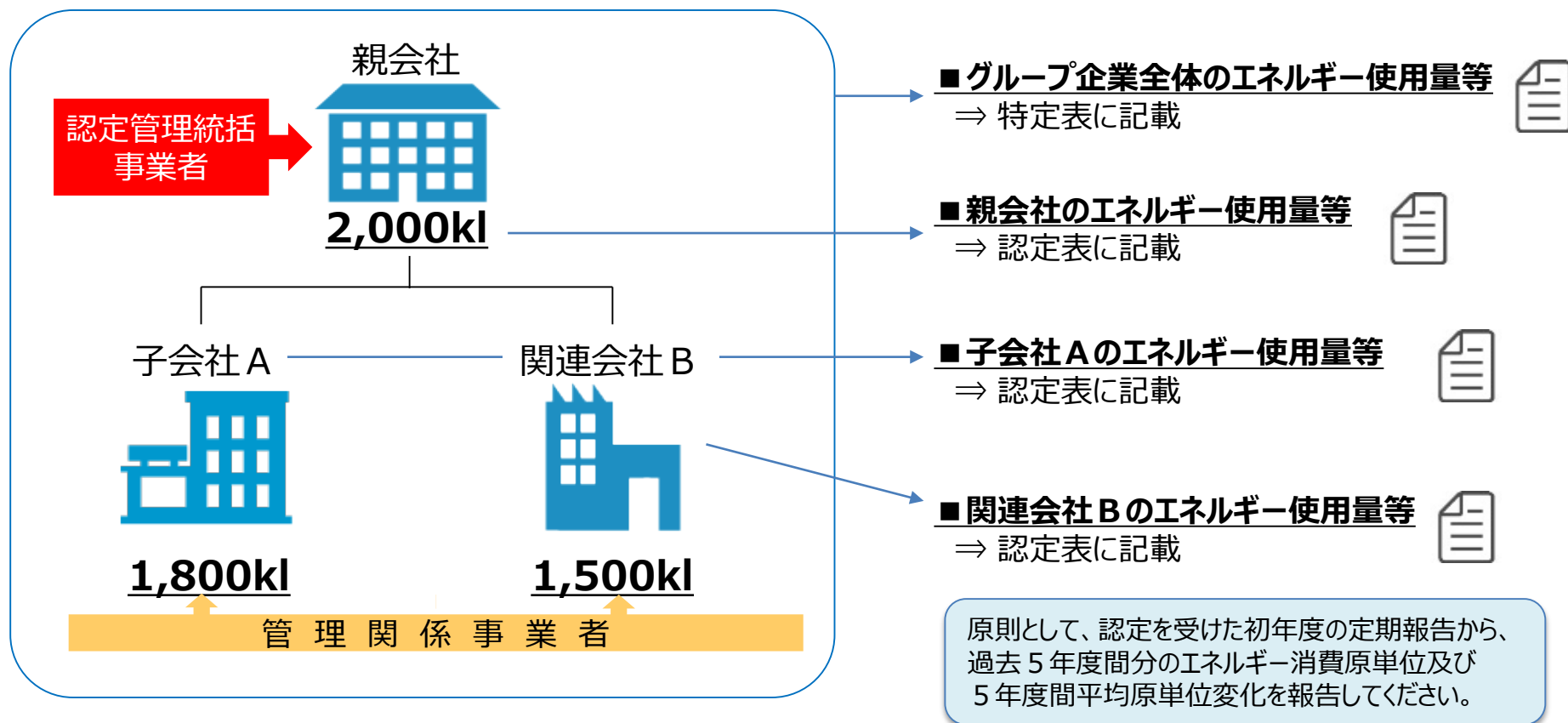
5. 密接関係者間の「取決め」について

- 「取決め」には以下の内容をすべて含むこととする。なお、当該「取決め」は書面化されたものを前提とする。
 - ① 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針
 - ② 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制
 - ③ 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法
- 「取決め」は、認定管理統括事業者と管理関係事業者の二者間で取り交わすもののほか、グループ企業間で取り交わすものでも構いません。



6. 定期報告書の報告内容

- 定期報告書においては、**特定表**でグループ企業全体のエネルギー使用状況やエネルギー消費原単位等を報告します。
- 事業者クラス分け制度では、特定表において報告されたグループ企業全体のエネルギー消費原単位等を基に、事業者クラス分け評価を行います。
- また、各事業者のエネルギー使用量等については、**認定表**にて報告する必要があります。



その他の留意事項

認定を受けたグループの維持について

- 省エネ法の規制における継続性の観点から、経済的・社会的に止むを得ない場合を除いて、原則として最短でも3年度間は認定を受けたグループにおける事業者の変更及び制度活用の取り止めはできません。

認定に併せて行われる取扱い（特定事業者・特定連鎖化事業者の指定取消）

- 認定を受けた段階で、全ての申請者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者となり、それに併せて**特定事業者又は特定連鎖化事業者としての指定は取り消されますので、「指定取消申出書」の提出は不要です。**

認定に併せて行われる取扱い（エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者）

- 上記の指定取消に併せて、管理関係事業者は、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者の選任義務並びに選任・解任の届出義務はなくなりますので、「選任解任届出書」の提出は不要です。
- なお、**認定管理統括事業者は、認定後遅滞なく、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者を選任し、選任後最初の7月末日までに「選任解任届出書」を提出してください。**

事業者クラス分け評価制度における取扱いについて

- クラス分け評価の基礎となる定期報告書の特定－第4表「5年度間平均原単位変化」が報告されなかった場合を除き、認定管理統括事業者として報告された年度からクラス分け評価を行います。

その他の制度との関連について

- 認定管理統括事業者となった事業者が、特定事業者又は特定連鎖化事業者として過去に受けていたクラス分け評価は引き継がれません。**
- そのため、2年連続してSクラス評価を受けることが要件となっている中長期計画書の提出免除は、認定初年度は受けられません。
また、同様に2年連続Sクラス評価を受けることが要件となっている省エネ促進税制は2020年までの時限措置のため、認定管理統括事業者及び管理関係事業者は制度の対象外となっています。

よくあるご質問

(1) 申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は1カ月です。但し、申請書に不備がある場合は、経済産業局からの照会や申請の差戻しが発生し、手続き時間が長期化する場合があります。定期報告書及び中長期計画書の提出期限(毎年度7月末日)に間に合わせたい場合は、余裕を持った申請をお願いします。

(2) 申請書の提出先はどこですか。

- 認定管理統括事業者となる者の主たる事務所（本社又は本社機能を有する事務所）の所在地を管轄する経済産業局（又は経済産業省）に提出してください。

(3) 認定後に提出する定期報告書において、エネルギー使用量のデータがなく過去5年度間分のエネルギー使用原単位が報告できない場合は、どうすればいいですか。

- データが揃わない状況等を定期報告書を提出する経済産業局にご相談の上、指示を受けてください。なお、5年度間分のエネルギー使用原単位が報告できない場合、事業者クラス分け評価制度の評価対象外となります。

(4) 認定後の変更及び制度活用の取り止めが認められる経済的・社会的に止むを得ない場合とはどういう場合ですか。

- 認定管理統括事業者が管理関係事業者の株式を売却し、密接関係者の要件を充たさなくなった場合等が該当します。

【参考】 省エネ法の関連規定

(認定管理統括事業者)

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として**経済産業省令で定める者**であつて工場等を設置しているもの（以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という。）と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、**経済産業省令で定めるところにより**、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として**経済産業省令で定める要件に該当する者**であること。
 - 二 当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であること。
- 2 経済産業大臣は、前項の認定を受けた者（以下「認定管理統括事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
- 一 前項第一号に規定する経済産業省令で定める要件に該当しなくなつたとき。
 - 二 当該認定管理統括事業者及びその認定に係る密接関係者（以下「管理関係事業者」という。）が設置している全ての工場等における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上となる見込みがなくなつたとき。
 - 三 不正の手段により前項の認定を受けたことが判明したとき。
- 3 経済産業大臣は、第一項の認定又は前項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を当該者が設置している工場等に係る事業を所管する大臣に通知するものとする。

【参考】省エネ法施行規則（経済産業省令）の関連規定①

（密接関係者の要件）

第四十三条 法第二十九条第一項に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等
- 二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等
- 三 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

（認定管理統括事業者の認定）

第四十四条 法第二十九条第一項の規定による認定を受けようとする工場等を設置している者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第十による申請書及びその写し各一通を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、法第二十九条第一項の規定により申請者から前項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに同条第二項の定めを照らしてその内容を審査し、認定管理統括事業者の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づき認定する。」

3 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

（認定管理統括事業者の認定の取消し）

第四十五条 経済産業大臣は、法第二十九条第二項の規定により認定管理統括事業者の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による書面を当該認定が取り消される法第二十九条第一項の認定を受けた者に交付するものとする。

（密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している要件）

第四十六条 法第二十九条第一項第一号に規定する経済産業省令で定める要件は、密接関係者との間に次に掲げるエネルギー管理等に関する取決めを行っていることとする。

- 一 工場等におけるエネルギーの使用の合理化の取組方針
- 二 工場等におけるエネルギーの使用の合理化を行うための体制
- 三 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関するエネルギー管理の手法